

(2) 所得に関する証明書類 — 証明書類の例 —

証明書類の例

㊦ 市町村民税・都道府県民税 特別徴収税額通知書

注意:全てをコピーしてください。

課税年度:
令和5年4月～5月に申請する場合 → 令和4年度
令和5年6月以降に申請する場合 → 令和5年度

市町村民税所得割額

都道府県民税所得割額

納税者氏名	住所	生年月日	性別	職業	所得割率	所得割額	徴収額
納税者氏名	住所	生年月日	性別	職業	所得割率	所得割額	徴収額

この欄に「*」や「O」が記載されているとき、配偶者控除の対象者となります。

㊧ 市町村民税・都道府県民税 納税通知書

注意:全ての枚数をコピーしてください。

課税年度:
令和5年4月～5月に申請する場合 → 令和4年度
令和5年6月以降に申請する場合 → 令和5年度

市町村民税所得割額

都道府県民税所得割額

納税者氏名	住所	生年月日	性別	職業	所得割率	所得割額	徴収額
納税者氏名	住所	生年月日	性別	職業	所得割率	所得割額	徴収額

この欄に「*」や「O」が記載されているとき、配偶者控除の対象者となります。

㊨ 市町村民税・都道府県民税 課税(非課税)証明書

注意:原本を提出してください。

課税年度:
令和5年4月～5月に申請する場合 → 令和4年度
令和5年6月以降に申請する場合 → 令和5年度

市町村民税所得割額

都道府県民税所得割額

納税者氏名	住所	生年月日	性別	職業	所得割率	所得割額	徴収額
納税者氏名	住所	生年月日	性別	職業	所得割率	所得割額	徴収額

この欄に「*」や「O」が記載されているとき、配偶者控除の対象者となります。

高等学校等修学資金貸与口座振替依頼書（相手方登録票）

年 月 日

京都府知事 様

中学校名

高等学校等修学資金の貸与については、下記の口座へ振り込んでください。

郵便番号	
依頼者住所 (修学生)	
フリガナ 依頼者氏名 (修学生)	㊟
親権者又は未成年後见人氏名	㊟
親権者氏名	㊟

電話番号																			
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	銀行（金庫）		本（支）店	
預	金融機関コード		支店コード	
金	預金種目	1	（普通預金に限る）	
口	口座番号			
座	口座名義人 (カ ナ)			

（記入にあたっての注意事項）

- 1 依頼者が未成年であるときは、親権者又は未成年後見人が連記押印してください。
共同親権の場合は、父母それぞれの署名・押印が必要です。
- 2 預金口座は依頼者本人（修学生本人）の名義のものに限ります。
- 3 預金口座欄の記入内容が確認できる預金通帳のコピーを添付するか、裏面に貼付してください。

別紙様式C

第1号様式

京都府高等学校等修学資金の貸与に係る推薦依頼書

私（申請者）は、意欲を持って勉学に励むことを誓います。

つきましては、京都府高等学校等修学資金の貸与を受けたいので、学校長の推薦をいただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

学校長 様

申請者（自署）

住 所

氏 名

□

京都府高等学校等修学資金の貸与に係る推薦書

上記の者は、勉学意欲があり、京都府高等学校等修学資金の貸与を受けることが適当であると認めますので、ここに推薦します。

令和 年 月 日

京都府知事 様

学 校 名

学校長名

印

※1 新入生（中学生）は、高等学校等修学金予約申請書にこの推薦書を添付してください。

2 在校生は、高等学校等修学金申請書（在学申請者用）にこの推薦書を添付してください。

京都府高等学校等修学資金利用誓約書

令和 年 月 日

京都府知事 様

申請者（自署）

住所

氏名

□

親権者又は未成年後見人（自署）

住所

氏名

□

親権者（自署）

住所

氏名

□

この度貸与を申請する京都府高等学校等修学資金については、そのすべてを申請者の修学のために利用することを誓約します。

※ 修学のために要する経費の内容については、裏面を参照、確認してください。

別紙様式E

年 月 日

京都府知事 様

貸与予定番号

生徒

住所

氏名

印

親権者又は未成年後見人

住所

氏名

印

親 権 者

住所

氏名

印

委 任 状

私は、京都府知事に次の権限を委任します。

- 私が京都府高等学校等修学資金の貸与申請を行うために必要な在学証明を進学先の高等学校等へ依頼すること。

注 この委任状は、4月末又は5月末支払い希望のため、中学校に申請書を提出される場合のみ記入してください。

別紙様式F

「所得を証明する書類」について

例 源泉徴収票 (上部抜粋)

年末調整済みのもの

令和4年分 給与所得の源泉徴収票

氏名 京都府京都市上京区下立売通 新町西入藪ノ内町172		住所		氏名 キョウト グロウ 京都 太郎	
種類	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
給与	7920000	6028000	2285564	327600	
退職給付に係る金額		退職給付に係る金額		退職給付に係る金額	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額	
733514		47250		14800	

例 確定申告書

税務署の受付印があるもの

(電子申告の場合は、受信通知又は即時通知も添付)

令和04年分の所得課税及びの確定申告書B FA2202

住所 京都市伏見区柳山 毛利長門西町

氏名 京都 二郎

給与所得	19570000	165428000
配当所得	980000	
雑所得	5000000	
所得控除	482000	
所得金額	10000000	
源泉徴収税	49200	
所得金額	00	
所得金額	380000	
所得金額	380000	
所得金額	480000	
所得金額	2042700	

個人番号 (マイナンバー) が記載されている場合は、黒く塗りつぶしてください。

年度高等学校等修学金借用証書

年 月 日

京都府知事 様

修学生番号
修学生氏名 (自署)
(貸与決定時の在籍校名)
連帯保証人氏名 (自署)
親権者又は未成年後見人氏名 (自署)
親権者氏名 (自署)

Table with 7 columns for loan amount: 百, 十, 万, 千, 百, 十, 円

私は、上記のとおり京都府高等学校等修学金を借用します。
については、私及び連帯保証人は、京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例及び京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則に従い、また、特約事項に同意し、同規則第14条第1項に規定する返還開始時期に先立って提出する返還計画書により、連帯して遅滞なく返還します。

特約事項

- (遅延利息)
第1条 修学生（修学資金貸与決定者に限る。以下同じ。）は、正当な理由なく修学資金を返還すべき日までに返還しなかった場合は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に及び、返還すべき額につき法定利率による遅延利息を支払わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。
2 前項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。
(連帯保証人)
第2条 連帯保証人は、この借用証書に係る修学生の府に対する一切の債務について、修学生と連帯して保証するものとする。
2 知事は、連帯保証人の状況に重大な変更が生じた場合は、その変更を求めることができる。
3 修学生は、連帯保証人が死亡した場合その他の連帯保証人を変更する必要がある場合は、異動届を速やかに知事に提出しなければならない。
4 前項の異動届には、新たに連帯保証人となる者の同意書を添付しなければならない。
(借用証書の内容等の調査)
第3条 修学生及び連帯保証人は、次のことを認めるものとする。
(1) 知事が、修学資金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、この借用証書の内容又は修学生若しくは連帯保証人の住所（以下「借用証書の内容等」という。）について、市町村、府立学校以外の学校又は知事以外の府の機関に照会すること。
(2) 市町村、府立学校以外の学校又は知事以外の府の機関が前号に掲げる照会に対し回答をすること。
(3) 知事が、修学資金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、借用証書の内容等に関する情報を当該情報の収集目的以外の目的で利用すること。
(期限の利益の喪失)
第4条 修学生は、第1号に該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知（公示送達による通知を含む。以下同じ。）を要さず、第2号から第5号までに該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知により、当然に分割弁済の期限の利益を失うものとし、府に対して、当該事由が生じた時に残っている債務の全部を即時に弁済しなければならない。
(1) 破産手続開始の決定を受けた場合その他の民法（明治29年法律第89号）第137条各号に定める場合
(2) 修学資金以外の修学生の債務につき、次の事由があった場合
ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続その他の法令に基づく債務の整理の手続（破産手続を除く。）の申立て
イ 仮差押えその他の保全措置
ウ 強制執行（税の滞納処分及びその例による処分を含む。）
(3) 修学生が月賦償還の支払を通算して3回怠った場合（その回に支払うべき金額に満たない場合を含み、当該場合は、1回として計算する。）
(4) 修学生が住所を変更したにもかかわらず、知事に届出をしなかった場合
(5) 前各号に掲げる場合のほか、知事が債権保全上著しい支障があると認めた場合
(借用金額の減額)
第5条 知事、修学生及び連帯保証人は、この借用証書に記載された借用金額にかかわらず、京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則第2条第1項に規定する知事が別に定める資金の給付を当該修学生のために受ける者があるときの修学資金の貸与月額を、同項の規定により算出される貸与月額による額に減額した上、当該年度における貸与の期間の月数（貸与を停止した期間の月数を除く。）を乗じた金額を借用金額とすることについて合意する。
(合意管轄)
第6条 修学資金の貸与又は返還に関する紛争の管轄裁判所は、京都府地方裁判所又は京都府簡易裁判所とする。

注 1 修学生が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人の連記押印が必要です。
2 修学生、連帯保証人、親権者若しくは未成年後見人又は親権者は、それぞれが自筆により署名し、押印してください。

年度高等学校等修学支度金借用証書

年 月 日

京都府知事 様

修学生番号

修学生氏名
(自署)

㊟

(貸与決定時の在学学校名)

連帯保証人氏名
(自署)

㊟

親権者又は
未成年後見人氏名
(自署)

㊟

親権者氏名
(自署)

㊟

借入金額	百	十	万	千	百	十	円
------	---	---	---	---	---	---	---

私は、上記のとおり京都府高等学校等修学支度金の貸与を受けました。ついでに、私及び連帯保証人は、京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例及び京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則に従い、また、特約事項に同意し、同規則第14条第1項に規定する返還開始時期に先立って提出する返還計画書により、連帯して遅滞なく返還します。

特約事項

(遅延利息)

第1条 修学生（修学支度金貸与決定者に限る。以下同じ。）は、正当な理由なく修学支度金を返還すべき日までに返還しなかった場合は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき法定利率による遅延利息を支払わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

2 前項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(連帯保証人)

第2条 連帯保証人は、この借用証書に基づく修学生の府に対する一切の債務について、修学生と連帯して保証するものとする。

2 知事は、連帯保証人の状況に重大な変更が生じた場合は、その変更を求めることができる。

3 修学生は、連帯保証人が死亡した場合その他の連帯保証人を変更する必要がある場合は、異動届を速やかに知事に提出しなければならない。

4 前項の異動届には、新たに連帯保証人となる者の同意書を添付しなければならない。

(借用証書の内容等の調査)

第3条 修学生及び連帯保証人は、次のことを認めるものとする。

(1) 知事が、修学支度金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、この借用証書の内容又は修学生若しくは連帯保証人の住所（以下「借用証書の内容等」という。）について、市町村、府立学校以外の学校又は知事以外の府の機関に照会すること。

(2) 市町村、府立学校以外の学校又は知事以外の府の機関が前号に掲げる照会に対し回答をすること。

(3) 知事が、修学支度金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、借用証書の内容等に関する情報を当該情報の収集目的以外の目的で利用すること。

(期限の利益の喪失)

第4条 修学生は、第1号に該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知（公示送達による通知を含む。以下同じ。）を要さず、第2号から第5号までに該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知により、当然に分割返済の期限の利益を失うものとし、府に対して、当該事由が生じた時に残っている債務の全部を即時に返済しなければならない。

(1) 破産手続開始の決定を受けた場合その他の民法（明治29年法律第89号）第137条各号に定める場合

(2) 修学支度金以外の修学生の債務につき、次の事由があった場合

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続その他の法令に基づく債務の整理の手続（破産手続を除く。）の申立て

イ 仮差押えその他の保全措置

ウ 強制執行（税の滞納処分及びその例による処分を含む。）

(3) 修学生が月賦償還の支払を通算して3回怠った場合（その回に支払うべき金額に満たない場合を含み、当該場合は、1回として計算する。）

(4) 修学生が住所を変更したにもかかわらず、知事に届出をしなかった場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、知事が債権保全上著しい支障があると認めた場合

(合意管轄)

第5条 修学支度金の貸与又は返還に関する紛争の管轄裁判所は、京都地方裁判所又は京都簡易裁判所とする。

注 1 修学生が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人の連記押印が必要です。
2 修学生、連帯保証人、親権者若しくは未成年後見人又は親権者は、それぞれが自筆により署名し、押印してください。

別紙様式 I

(別紙様式 1) (修学生用)

所得証明書等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書

京都府高校生等修学資金の返還に際して、返還期間中において、納期限までに返済がなされない場合には、京都府が所得証明書、確定申告書写し、預貯金の移動明細（預金通帳等の写しでも可）等の提出を求めたとき、これを速やかに提出することを誓約します。

なお、この場合の証明書等の発行に係る費用は私が負担することに同意します。

おって、この提出がなされない場合には、京都府が関係行政機関及び関係金融機関等に私の所得・財産調査等を実施すること及び関係行政機関及び関係金融機関等がこれに回答することに同意します。

年 月 日
修学生番号
修 学 生 丁
(自署) 住所

氏名

印

上記について、同意します。

親権者又は 丁
未成年後見人 住所
(自署)

氏名

印

親 権 者 丁
(自署) 住所

氏名

印

京都府知事 様

別紙様式J

(別紙様式2) (連帯保証人用)

所得証明書等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書

私が連帯保証人となる京都府高校生等修学資金の返還に際して、返還期間中において、納期限までに返済がなされない場合には、京都府が所得証明書、確定申告書写し、預貯金の移動明細（預金通帳等の写しでも可）等の提出を求めたとき、これを速やかに提出することを誓約します。

なお、この場合の証明書等の発行に係る費用は私が負担することに同意します。

おって、この提出がなされない場合には、京都府が関係行政機関及び関係金融機関等に私の所得・財産調査等を実施すること及び関係行政機関及び関係金融機関等がこれに回答することに同意します。

年 月 日

(連帯保証人) 印

住 所

氏 名

(自署)

印

京都府知事 様

京都府高等学校等修学資金貸付金返還金口座振替納付依頼書・自動払込利用申込書(☑・☑)(金融機関用)

本依頼書は京都府高校教育課へ提出してください。(直接、金融機関窓口へ提出できません。)

年 月 日

銀行・信用金庫		御 中	
修学生番号 (修学金)		修学生番号 (修学支度金)	
修学生 住所	〒 -		
修学生 氏名	□	電話番号	- -

本枠部分のみ記入してください。

京都府高等学校等修学資金貸付金(修学金及び修学支度金)返還金については、口座振替(自動払込)により納付したいので、下記により依頼します。

・指定口座

口座名義人	住所 (ゆうちょ銀行の場合のみ記入)	〒 -		金融機関届出印		
	フリガナ					
	氏名 (預貯金者名)					
返還金種別	<input type="checkbox"/> 修学金	<input checked="" type="checkbox"/> 修学支度金	口座振替を希望される種別の番号に○を付してください。(両方の場合、両方に○)			
※ <input type="checkbox"/>	ゆうちょ銀行以外の金融機関	銀行	本店	種別	1	
		信用金庫	支店			普通
		出張所				
	銀行コード	支店コード	口座番号(番号は右づめでご記入ください。)			
※ <input type="checkbox"/>	ゆうちょ銀行	種目コード	166	払込先口座番号	01070-9-960012	
		契約種別コード	30	払込先加入者名	京都府指定金融機関株式会社京都銀行本店	
		通帳記号(6桁目がある場合は※欄に)		通帳番号(8桁未満の場合は右づめ、頭に「0」を記入してください。)		
		1	0	*		
振替日(払込日)	各納期月の末日(取扱金融機関休業日の場合は翌営業日)					

本枠部分のみ記入してください。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関又はゆうちょ銀行のどちらか一方にレ点で選択して記入してください。

— 預金口座振替規定(ゆうちょ銀行を除く) —

- 私が納付すべき京都府高等学校等修学資金貸付金(修学金及び修学支度金)返還金について貴金融機関に納付書等が送付されたときは、私に通知することなく、納付書等に記載された金額を指定預金口座から引落のうえ、お支払いください。
- 預金の引落にあたっては、預金規定にかかわらず、預金通帳および預金払戻請求書の提出はいたしません。また、領収書等の発行請求もいたしませんから、貴金融機関において所定の方法で処理してください。
- 指定預金口座の残高が振替日において納付書等の金額に満たないときは、私に通知することなく納付書等を返却されても差し支えありません。
- この契約を解約するときは、私から貴金融機関に書面により届け出ます。なお、この届け出がないまま長期間にわたり請求がない等相当の事由があるときは、特に申し出をしない限り、貴金融機関はこの契約が終了したものと取り扱って差し支えありません。
- この預金口座振替について仮に紛議が生じても、貴金融機関の責によるものを除き、貴金融機関にはご迷惑をかけません。

*ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込規定が適用されます。

取扱店日附印

金使 融用 機 関 欄	(不備返却事由)	検 印	印鑑照合	受付印
	1. 預金取引なし 2. 記載事項等相違 店名、預金種目 口座番号、口座名義、氏名相違	3. 印鑑相違 4. その他 { }		
返送先 〒612-0064 京都市伏見区桃山毛長門西町 京都府総合教育センター内(2階) 京都府教育庁指導部高校教育課 修学支援係				

依頼人 → 京都府教育庁指導部高校教育課 → 金融機関